

自動車排出ガス総合対策小委員会の設置について (案)

1. 設置の趣旨

平成13年6月に成立した「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」に基づき、平成14年4月に閣議決定した「自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針」においては、平成22年度までに二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準をおおむね達成することを目標とし、総量削減計画において平成17年度までに達成すべき中間目標量を定めるものとしている。

これを受けて、大気汚染の状況、中間目標の達成状況、現行の施策の進捗状況等を踏まえ、今後の自動車排出ガス総合対策のあり方について検討を行う。

2. メンバー構成案

委員については、大気環境部会所属の委員（臨時委員、専門委員）の中から、大気環境部会長の指名により、関連する学識経験者の方々をもって構成する予定。

3. スケジュール

本年10月以降、数回程度小委員会を開催し、本年12月を目処に議論のとりまとめを行う。

中央環境審議会大気環境部会の小委員会
及び専門委員会の設置について（案）

平成13年	3月19日	部会決定
平成16年	7月1日	改正
平成16年	9月30日	改正
平成17年	10月7日	改正

中央環境審議会議事運営規則（平成13年1月15日中央環境審議会決定）に基づき、中央環境審議会大気環境部会の小委員会及び専門委員会について次のとおり決定する。

1. 中央環境審議会大気環境部会（以下「部会」という。）に、次の小委員会及び専門委員会を置く。

自動車排出ガス総合対策小委員会

健康リスク総合専門委員会

環境基準専門委員会

有害大気汚染物質排出抑制専門委員会

自動車排出ガス専門委員会

悪臭専門委員会

揮発性有機化合物排出抑制専門委員会

揮発性有機化合物測定方法専門委員会

2. 自動車排出ガス総合対策小委員会においては、自動車排出ガスに関する総合的な対策に関する事項を審議する。

3. 健康リスク総合専門委員会においては、有害大気汚染物質による健康リスクの評価に関する専門の事項を調査する。

4. 環境基準専門委員会においては、有害大気汚染物質に係る環境基準に関する専門の事項を調査する。

5. 有害大気汚染物質排出抑制専門委員会においては、有害大気汚染物質の排出の抑制に関する専門の事項を調査する。

6. 自動車排出ガス専門委員会においては、自動車排出ガス対策に関する専門の事項を調査する。

7. 悪臭専門委員会においては、悪臭の防止に関する専門の事項を調査する。

8. 揮発性有機化合物排出抑制専門委員会においては、揮発性有機化合物の排出の抑制に関する専門の事項を調査する。

9. 揮発性有機化合物測定方法専門委員会においては、揮発性有機化合物の測定方法に関する専門の事項を調査する。

10. 部会に設置する専門委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、部会に属する委員、臨時委員及び専門委員の中から部会長が指名する。

※下線部は改正または追加部分を示す。